

令和2年 第12回栗原市農業委員会総会議事録

令和2年11月26日 午後1時30分、下記の件の議定のため、令和2年第12回栗原市農業委員会総会を、栗原市役所金成庁舎に招集した。

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 事務報告
- 日程第 4 報告第 1号 農地の現状変更届出について
- 日程第 5 報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 6 報告第 3号 使用貸借権の解約通知について
- 日程第 7 報告第 4号 農地法第5条の規定による許可指令書の返納届について
- 日程第 8 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可取消願について
- 日程第 9 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第10 議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第11 議案第 4号 農地転用事業計画変更承認申請について
- 日程第12 議案第 5号 農用地利用集積計画取消願について
- 日程第13 議案第 6号 農用地利用集積計画について
- 日程第14 議案第 7号 非農地証明願について
- 日程第15 議案第 8号 農業委員会法改正5年後調査について

1 出席委員 (23名)

- | | |
|--------------------|----------------|
| 1番 佐々木 栄 夫 委員、 | 2番 佐藤 勝 委員、 |
| 3番 熊谷 ゆり 委員、 | 4番 佐々木 弘 委員、 |
| 5番 遊佐 一成 委員、 | 6番 菅原 勝宏 委員、 |
| 7番 岩淵 敬一 委員、 | 8番 米山 嘉彦 委員、 |
| 9番 阿部 一信 委員、 | 10番 曾根 金雄 委員、 |
| 11番 三浦 正勝 委員、 | 12番 鈴木 和子 委員、 |
| 13番 芳賀 博秋 委員、 | 14番 尾形 陽一郎 委員、 |
| 15番 高橋 寛 委員、 | 16番 狩野 善典 委員、 |
| 17番 佐々木 耕太郎 委員、 | 18番 高橋 榮一 委員、 |
| 19番 岩渕 弘 委員、 | 20番 三浦 栄 委員、 |
| 21番 大沢 純香 委員、 | |
| 23番 吉田 優俊 会長職務代理者、 | |
| 24番 鈴木 康則 会長 | |

2 欠席委員 (1名)

22番 大場 裕之 委員

3 議事に参与した者

事務局長	二階堂	賢
事務局長補佐	小 山	雅 規
農地農政係 主幹兼係長	藤	広 実
農地農政係 主 査	高 橋	潤
農地農政係 主 事	千 葉	和 哉
農地農政係 主 事	菅 原	佑 太

(午後1時30分 開会)

議長

ご起立願います。

「ご苦勞様です。」ご着席願います。

また、先日は、名取での委員大会、大変お疲れ様でした。

さらには、耕作放棄地復元モデル事業も1区から3区とも無事終了しました、大変お疲れ様でした、ご協力に感謝いたします。

それでは、只今から、令和2年 第12回 栗原市農業委員会総会を開会いたします。

議長

ただいまの出席委員は、22名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

議長

欠席、遅刻の通告があります。

議席番号22番 大場 裕之 委員から、所要のため欠席する旨の、
議席番号9番 阿部 一信 委員から、所要のため遅刻する旨の、通告がございます。

議長

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、議案説明等のため、事務局長ほか関係職員を出席させております。

議長

新型コロナウイルス感染症予防対策のため、会議場の換気をしております。

また、皆様にはマスク着用をお願いいたします。

議長

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、農業委員会会議規則第27条の規定により

議席番号10番 曾根 金雄 委員、議席番号11番 三浦 正勝 委員の両名を指名いたします。

議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

議長

日程第3、事務報告を行います。

事務局長から報告いたします。

事務局長

議案資料に基づき、令和2年10月30日から令和2年11月26日までに実施した、事務事業等の報告並びに、令和2年12月1日から令和2年12月24日までに予定している事務事業等について説明。

議長

これで、日程第3、事務報告を終わります。

議長

日程第4、報告第1号 農地の現状変更届出について、を報告いたします。

第2区の番号1番について、事務局から報告いたします。

事務局

第2区の番号1番は、若柳地区の田 1筆 921㎡、経営規模拡大に伴い農業用施設として稲わら置場としてのパイプハウスの設置や、WCS置場と農機具置場を整備造成する予定の旨の1案件を説明。

議長

次に、去る11月20日、議席番号18番 高橋 榮一 委員、農地利用最適化推進委員の菅原 昌行委員、及び氏家 勝子 委員が、現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、菅原 昌行 推進委員から報告願います。

菅原 昌行 推進委員

報告第1号については、去る11月20日、金曜日に4名にて書類審査及び現地確認を行いました。

1番の詳細については事務局が説明したとおりでございます。届出地は山間地にあり、生産性の低い農地で周辺の農地は耕作されていない現状でありました。

届出地の隣接には、すでに届出人の畜舎や稲わら置場が整備されており、有効に活用されている状況が伺われ今回は農機具置場を含めて増設ということで、継続して有効に活用されることが期待でき、問題ないものと確認してまいりました。以上、報告いたします。

議長

これで、日程第4、報告第1号 農地の現状変更届出について、報告を終わります。

議長

日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を報告いたします。

第1区の番号1番から7番までの7案件、第2区の番号8番から19番までの12案件、第3区の番号20番から23番までの4案件、合わせて23案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田 2筆 2, 836㎡、売買のためによる農地法第3条の賃貸借権解約の1案件、

番号2番は、築館地区の田 1筆 1, 744㎡、双方合意による農地法第3条の賃貸借権解約の1案件、

番号3番は、築館地区の田 1筆 2, 036㎡、売買のためによる基盤法による賃貸借権解約の1案件、

番号4番は、築館地区の田 1筆 3, 393㎡、双方合意による基盤法による賃貸借権解約の1案件

番号5番は、清水地区の田 1筆 2, 905㎡、双方合意による基盤法による賃貸借権解約の1案件、

番号6番は、一迫地区の田 1筆 570㎡、及び畑 3筆 12, 856㎡、合計13, 426㎡、双方合意による農地法第3条の賃貸借権解約の1案件、

番号7番は、一迫地区の田 14筆 21, 371㎡、及び畑 1筆 438㎡、
合計 21, 809㎡、双方合意による基盤法による賃貸借権解約の1案件、
第2区の番号8番は、若柳地区の田 4筆 7, 071㎡、
番号9番は、若柳地区の田 1筆 514㎡、
番号10番は、若柳地区の田 2筆 1, 636㎡、
番号11番は、若柳地区の田 4筆 4, 232㎡、いずれも、双方合意による基盤
法による賃貸借権解約の4案件、
番号12番は、若柳地区の田 6筆 2, 267㎡、売買のためによる農地法第3条
の賃貸借権解約の1案件、
番号13番は、金成地区の田 1筆 1, 055㎡、
番号14番は、金成地区の田 1筆 1, 046㎡、いずれも、双方合意による農地
法第3条の賃貸借権解約の2案件、
番号15番は、金成地区の田 4筆 6, 012㎡、
番号16番は、金成地区の田 6筆 4, 297㎡、いずれも、双方合意による基盤
法による賃貸借権解約の2案件、
番号17番は、志波姫地区の田 1筆 1, 938㎡、
番号18番は、志波姫地区の田 1筆 4, 829㎡、いずれも、双方合意による基
盤法による賃貸借権解約の2案件、
番号19番は、志波姫地区の田 5筆 3, 200㎡、売買のためによる基盤法によ
る賃貸借権解約の1案件、
第3区の番号20番は、栗駒地区の田 16筆 21, 438㎡、
番号21番は、栗駒地区の田 6筆 4, 866㎡及び畑 1筆 1, 025㎡、合計
5, 891㎡、いずれも、贈与のためによる農地法第3条の賃貸借権解約の2案件、
番号22番は、栗駒地区の田 17筆 15, 376㎡、贈与のためによる基盤法に
よる賃貸借権解約の1案件、
番号23番は、栗駒地区の田 7筆 9, 879㎡、双方合意による農地中間管理事
業の賃貸借権配分計画のみの解約の1案件、
以上、23案件を説明報告。

議長

これで、日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、
報告を終わります。

議長

日程第6、報告第3号 使用貸借権の解約通知について、を報告いたします。

第1区の番号1番の1案件、第3区の番号2番・3番の2案件、合わせて3案件につい
て、事務局から報告いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田 2筆 2, 085㎡、及び畑 2筆 1, 108㎡、合計 3, 193㎡、売買のためによる農地法第3条の使用貸借権解約の1案件、

第3区の番号2番、3番は関連案件で、栗駒地区の田 8筆 7, 137㎡、双方合意による農地中間管理事業に係る基盤法による使用貸借権解約の2案件、

以上、3案件を説明報告。

議長

これで、日程第6、報告第3号 使用貸借権の解約通知について、報告を終わります。

議長

日程第7、報告第4号 農地法第5条の規定による許可指令書の返納届について、を報告いたします。

第1区の番号1番・2番の2案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第1区の番号1番は、所有権売買の案件で、築館地区の田 1筆 313㎡の農地を購入後、業務用地として転用し、高齢者グループホームを建設する計画で、平成23年1月18日付で許可を得ておりましたが、その後、近隣地に同様の施設を建築する目処が立ったことから当該農地の利用を中止した旨の1件、

番号2番は、所有権売買の案件で、一迫地区の田 1筆 686㎡の農地を購入後、業務用地として転用し、資材置き場を造成する計画で、平成27年12月21日付で許可を得ておりましたが、その後、事前に取り決めていた土地の対価についてトラブルが発生したため、当該農地の利用及び事業を中止した旨の1件、

以上、2案件を説明報告。

議長

これで、日程第7、報告第4号 農地法第5条の規定による許可指令書の返納届について、報告を終わります。

議長

日程第8、議案第1号 農地法第3条の規定による許可取消願について、を議題といたします。

第2区の番号1番の案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号1番は、所有権移転贈与の案件で、金成地区の田 20筆 30, 851

m²、及び畑 5筆 1,081m²、合計 31,932m²、経営継承のために所有権移転
贈与する目的により令和2年3月27日付で許可をしておりましたが、その後、贈与税等
の金銭的問題が発生したため、許可の取消を求める旨の1案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可取消願についての、番号1番の
案件は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第8、議案第1号 農地法第3条の規定による許可取消願についての、番
号1番の1案件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

日程第9、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたし
ます。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限に該当する案
件がありますので、はじめに審議を行います。

第1区の番号6番を審議いたします。

議席番号5番 遊佐 一成 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後 1時48分) (5番 遊佐 一成 委員退席)

議長

会議を再開します。(午後 1時49分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号6番は、一迫地区の畑 3筆 486m²、経営規模拡大のための所有権移

転売買の1案件の説明と許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、去る11月19日、議席番号8番 米山 嘉彦 委員、農地利用最適化推進委員の小原 公康 委員が、現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、小原 公康 推進委員から報告願います。

小原 公康 推進委員

議案第2号については、去る11月19日の木曜日に3名にて、築館総合支所において、書類審査及び現地確認を行いました。

6番については、一迫地区の所有権移転売買の1案件、労力不足のためということで、許可に当たっては、審査基準である全部効率利用要件、地域調和要件を勘案したところ、特に問題がないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号6番の1案件は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号6番の1案件は、原案のとおり許可とすることに決定いたしました。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号5番 遊佐 一成 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後 1時51分) (遊佐 一成 委員、着席)

議長

会議を再開いたします。(午後 1 時 5 2 分)

次に、第 1 区の番号 1 番から 5 番までの、5 案件及び 7 番の 1 案件、合わせて 6 案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第 1 区の番号 1 番は、築館地区の田 1 筆 1 5 6 m²、経営規模拡大のためによる所有権移転売買の 1 案件、

番号 2 番は、築館地区の田 1 筆 2 0 7 m²、耕作利便のためによる所有権移転贈与の 1 案件、

番号 3 番は、築館地区の田 2 筆 5, 9 8 3 m²、

番号 4 番は、築館地区の田 3 筆 4, 2 5 2 m²、いずれも、相手方の要望による賃貸借権設定の 2 案件、

番号 5 番は、高清水地区の田 5 筆 1, 6 9 4 m²、相手方の要望による所有権移転売買の 1 案件、

番号 7 番は、一迫地区の田 3 6 筆 1 3, 6 7 3 m²、及び畑 6 筆 4, 8 9 1 m² 合計 1 8, 5 6 4 m²、経営継承のための所有権移転贈与の 1 案件、

以上、6 案件の説明と全て許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、小原 公康 推進委員から報告願います。

小原 公康 推進委員

議案第 2 号の農地法第 3 条による許可申請については、去る 1 1 月 1 9 日の木曜日に、3 名にて書類審査及び現地確認を行いました。

番号 1 番は、築館地区の所有権移転売買の 1 案件で、労力不足によるもの

番号 2 番は、築館地区の所有権移転贈与の 1 案件です、これも労力不足によるもの

番号 3 番から 4 番は、築館地区の賃貸借権設定の 2 案件、労力不足または相手方の要望によるものということで、

番号 5 番については、高清水地区の所有権移転売買の 1 案件です、これも労力不足によるもの、

番号 7 番は、一迫地区の農業後継者へ贈与するための所有権移転贈与の 1 案件です。

許可に当たっては、審査基準を勘案しますと、いずれも特に問題がないものと判断いたしましたので報告いたします。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号8番から17番までの10案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号8番は、若柳地区の田 1筆 1, 002㎡、経営規模拡大のためによる所有権移転贈与の1案件

番号9番は、若柳地区の田 18筆 12, 609㎡、経営継承のためによる所有権移転贈与の1案件、市外居住者取得のため、詳細説明。

番号10番は、若柳地区の田 3筆 5, 049㎡、経営規模拡大のためによる所有権移転売買の1案件、

番号11番は、若柳地区の田 1筆 1, 185㎡、

番号12番は、若柳地区の畑 1筆 215㎡、いずれも、耕作利便のためによる所有権移転売買の2案件、

番号13番は、若柳地区の田 6筆 2, 267㎡、相手方の要望による所有権移転売買の1案件

番号14番は、若柳地区の田 2筆 610㎡、及び畑 1筆 291㎡、合計901㎡、経営規模拡大のためによる所有権移転売買の1案件

番号15番は、金成地区の田 8筆 5, 278㎡、

番号16番は、金成地区の田 4筆 6, 012㎡、いずれも、相手方の要望による所有権移転売買の2案件

番号17番は、志波姫地区の田 2筆 1, 873㎡、経営規模拡大のためによる所有権移転売買の1案件、

以上、10案件の説明と全て許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、18番 高橋 榮一 委員から報告願います。

18番 高橋 榮一 委員

議案第2号については、去る11月20日の金曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

9番については、位置図等で示すとおり多筆にわたる申請ですが、現地はよく管理された耕作地でございました。譲受人の農地も近接しており引き続き良好な状態で保たれるものと思われまます。

その他については、経営規模拡大や相手方の要望などによる所有権移転贈与と所有権移転売買となっており、いずれも、許可に当たっては、特に問題はないものと判断いたしました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号18番から20番までの、3案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号18番は、栗駒地区の畑 1筆 112㎡、耕作利便のためによる所有権移転売買の1案件、

番号19番は、栗駒地区の田 17筆 15,501㎡及び畑 5筆 3,622㎡、合計 19,123㎡、経営継承のためによる所有権移転贈与の1案件、

番号20番は、栗駒地区の田 6筆 4,866㎡、及び畑 1筆 1,025㎡、合計 5,891㎡、経営規模拡大のためによる所有権移転贈与の1案件、

以上、3案件の説明と全て許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、去る11月20日、議席番号6番 菅原 勝宏 委員、農地利用最適化推進委員の佐藤 東一 委員及び 安藤 康太 委員が、現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、安藤 康太 推進委員から報告願います。

安藤 康太 推進委員

議案第2号、農地法第3条による許可申請について、去る11月20日の金曜日に、4名にて書類審査を行いました。

18番から20番までの詳細については事務局から説明があったとおりですが、18番については、所有権移転売買で譲渡、譲受の理由については、相手方の要望による、耕作利便のためとなっております。また、19番、20番については、所有権移転贈与となっております。譲渡、譲受の理由は、経営の継承、経営規模拡大、労力不足となっております。

許可に当たっては審査基準である全部効率利用要件や地域調和要件を勘案しますと特に問題がないものと審査し判断いたしました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から5番までの5案件、及び番号7番から20番までの14案件、合わせて19案件は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から5番までの5案件、及び番号7番から20番までの14案件、合わせて19案件は、原案のとおり、許可することに決定いたしました。

議長

日程第10、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番・2番の2案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、所有権移転売買の案件で、築館地区の田 2筆 3, 359㎡を業務用地として転用し、太陽光発電施設を設置し売電収入を得るものであります。

農地区分は、都市計画区域内で準工業地域に指定されている区域内的の農地であることから、第3種農地に該当する旨の1案件、

なお、本案件は、転用面積が3, 000㎡を越えているので、令和2年12月17日に開催される宮城県農業会議常設審議委員会において、意見聴取する案件となっている。

番号2番は、賃貸借権設定の案件で、築館地区の田 1筆 313㎡を業務用地として転用し、大型トラック用の駐車場を造成するものであります。

農地区分は、都市計画区域内で第二種中高層住居専用地域に指定されている区域内的の農地であることから、第3種農地に該当する旨の1案件、

以上2案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、8番 米山 嘉彦 委員から報告願います。

8番 米山 嘉彦 委員

議案第3号については、去る11月19日の木曜日に3名にて、現地確認調査を行いました。

番号1番については、現地を見ますと参考資料でも分かるように道路と川の間で農地でございます。近隣には太陽光発電施設が存在し、圃場の形も効率の悪い圃場であるのかなと見てまいりました。

次に2番については、築館高校の北側の土地でありまして、既に盛土がされている状態で、当該部分が農地として空いている状況であり、草も刈り取られておりました。

いずれも、許可に当たっては、特に問題がないものと判断いたしました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

「はい」の声

議長

11番 三浦 正勝 委員

11番 三浦 正勝 委員

議案第3号の番号1番について、先ほどの説明ですと公図上は水路になっているけれども、現状は道路となっていることから乗り入れができるのだとの説明がありましたけれども、公図が水路となっていて、現在、道路となっているということは登記していないということなのではないでしょうか、水路の方から乗り入れするということなので、実情が分かっているならば、説明をお願いします。

議長

事務局説明

事務局

お答えいたします。

この水路となっている一体は、現在、河川を含め河川敷となっております。管理については宮城県が行っている土地であり、公図上水路となっている一部の現況は、河川の管理用道路兼堤防となっております。

議長

よろしいですか

11番 三浦 正勝 委員

参考資料4ページの写真の東西に白く見える幅広いのが道路という意味なのかなと感じはしますが、公図とはかなり違ってきますよね、もし県で管理する堤防ということであれば、きちっと堤防なりの表示がされているのが通常だと思いますが、いかがでしょうか。

議長

ここで、現地確認をしておりました、8番 米山 嘉彦 委員から説明をお願いします。

8番 米山 嘉彦 委員

参考資料2ページの位置図を見てもわかるように河川の隣に道路があります。そして、河川の間際に堰がありまして、この堰から3ページの用水路に水が入っております。管理用道路兼堤防ということで、特に問題はないものと判断してまいりました。

11番 三浦 正勝 委員

公図上のみでは分からないことがあるということで、分かりました。

議長

他にございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号3番から6番までの、4案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号3番は、所有権移転売買の案件で、栗駒地区の田 1筆 1,033㎡を、業務用地として転用し、業務用車両及び従業員の駐車場を造成するものであります。

農地区分は、10ヘクタール以上の農地の広がり認められる第1種農地に該当するが、既存業務用地面積の2分の1以内を超えない範囲内での拡張となりますので、不許可の例外として取り扱う旨の1案件、

番号4番は、賃貸借権設定の案件で、栗駒地区の田 1筆 1,010㎡のうち40㎡、を県発注工事の二迫川築堤盛土工事の仮設道路として一時転用し、盛土材の運搬道路として使用するものであります。

農地区分は、栗原市農業振興地域整備計画の農用地区域となっておりますが、転用期間が4ヶ月間の一時転用となるので、不許可の例外として取り扱う旨の1案件、

番号5番は、使用貸借権設定の案件で、栗駒地区の田 1筆 1,969㎡のうち、72.23㎡を業務用地として転用し、情報格差を是正するため、携帯電話基地局2基を設置し、不感地帯を解消するものであります。

農地区分は、生産性の低い小集団農地であるので、第2種農地に該当する旨の1案件、

番号6番は、賃貸借権設定の案件で、花山地区の田 3筆 13,372㎡、を農業用施設用地として転用し、牛舎、倉庫、事務所を各1棟及び家畜飼料等資材置場を建築造成するものであります。

農地区分は、農用地区域内の農地になりますが、令和2年10月6日付で農業用施設用地への用途変更がなされておりますことから、不許可の例外として取り扱う旨の1案件、

なお、本案件は、転用面積が3,000㎡を越えているので、令和2年12月17日に開催される宮城県農業会議常設審議委員会において、意見聴取する案件となっている。

以上4案件が、許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、佐藤 東一 推進委員から報告願います。

佐藤 東一 推進委員

議案第3号については、去る11月20日の金曜日に栗駒総合支所において、4名にて書類審査及び現地確認を行いました。

3番の件に関しては、現地を確認したところ、譲受人の会社の敷地と隣接する農地で、現在は減反しており、そこに業務用及び従業員の駐車場を造成するというので、特に問題はないものと判断いたしました。

4番については、二迫川の堤防へ盛土する工事のために運搬するための道路として使用するもので、現地を確認しましたが、特に問題ないものと判断いたしました。

5番については、携帯電話基地の設置ということで、詳細は事務局が説明したとおりであり、現地を確認したところ特に問題はないものと判断いたしました。

6番については、詳細は事務局が説明したとおりであり、現地を確認したところ、これから牛舎等を建築造成するもので、周辺住宅への距離も十分あり周辺農地へも影響がないものと思われ、特に問題がないものと判断いたしました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から6番までの6案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から6番までの6案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長

日程第11、議案第4号 農地転用事業計画変更承認申請について、を議題といたします。

第2区の番号1番の案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号1番は、所有権移転売買の案件で、金成地区の田 1筆 138㎡及び畑 1筆 211㎡、合計 349㎡の農地を購入後、業務用地として転用し、貸事務所及び貸駐車場を建設造成する計画で、平成27年12月21日付で許可を得ていたが、許可後、貸出先と決まっていた業者が別に事務所を購入したため、事業を休止して借手となる業者を探していた。その後、事業用地全体を駐車場として借り受けてもいいという事業者が見つかったため、全体を駐車場として事業計画を変更するものであります。

農地区分は、生産性の低い小集団農地となっていることから、第2種農地で取り扱う旨の1案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、18番 高橋 榮一 委員から報告願います。

18番 高橋 榮一 委員

議案第4号については、去る11月20日の金曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

1番については、現地は国道4号沿いの比較的狭いところで近年農地として使用された形跡はございませんでしたが、草刈り等の管理はされておりました。計画については変更前と比較して建物などの除外は別といたしまして、排水等は計画のとおりで近接地には影響ないものと判断いたしました。土地の有効利用の面からも問題ないものと思われま

す。以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第4号 農地転用事業計画変更承認申請についての、番号1番の案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第11、議案第4号 農地転用事業計画変更承認申請についての、番号1番の1案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長

日程第12、議案第5号 農用地利用集積計画取消願について、を議題といたします。第1区の番号1番を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、所有権移転売買の案件で、一迫地区の田 1筆 4,877㎡及び畑 1筆 15,388㎡、合計 20,265㎡、令和2年9月30日付で公告され農用地利用集積計画が定められておりましたが、申請地の現況が一部山林となっており、基盤法の適用が受けられない土地であることが判明したため、計画の取消を願い出る旨の1案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第5号 農用地利用集積計画取消願についての、番号1番の案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第12、議案第5号 農用地利用集積計画取消願についての、番号1番の1案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、意見を附して栗原市長に通知いたします。

議長

会議の途中ですが、会議開始から1時間が経過しましたので、ここで、午後2時45分まで、休憩いたします。

(休憩：午後 2時32分から2時45分まで)

議長

休憩をとり、会議を再開します。(午後 2時45分)

日程第13、議案第6号 農用地利用集積計画について、を議題いたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限に該当する案件がありますので、はじめに、審議を行います。

第1区の番号6番を審議いたします。

議席番号5番 遊佐 一成 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後 2時46分) (5番 遊佐 一成 委員退席)

議長

会議を再開します。(午後 2時46分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号6番は、一迫地区の田 3筆 2, 524㎡、所有権移転売買である旨の1案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号6番の案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第13、議案第6号 農用地利用集積計画についての、番号6番の1案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号5番 遊佐 一成 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後 2時47分) (5番 遊佐 一成 委員、着席)

議長

会議を再開いたします。(午後 2時48分)

次に、第1区の番号1番から5番までの5案件、及び7番の1案件、合わせて6案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田 2筆 1, 425㎡、

番号2番は、築館地区の田 1筆 2, 036㎡、

番号3番は、築館地区の田 2筆 2, 085㎡、及び畑 2筆 1, 108㎡、

合計 3, 193㎡、

番号4番は、築館地区の田 1筆 1, 662㎡、いずれも、所有権移転売買である旨の4案件

番号5番は、築館地区の田 2筆 14, 795㎡、更新の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号7番は、一迫地区の田 2筆 7, 343㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件、以上、6案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

議長

次に、次に、第2区の番号8番から30番までの23案件を審議いたします。
それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号8番は、若柳地区の田 1筆 2, 022㎡、
番号9番は、若柳地区の田 2筆 1, 636㎡、
番号10番は、若柳地区の田 4筆 4, 232㎡、
番号11番は、若柳地区の畑 2筆 990㎡、いずれも、所有権移転売買である旨の
4案件
番号12番は、若柳地区の田 6筆 6, 694㎡、
番号13番は、若柳地区の田 4筆 7, 053㎡、
番号14番は、若柳地区の田 1筆 1, 987㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定で
ある旨の3案件、
番号15番から26番までは、全て農地中間管理事業による一括方式の案件となっており、
番号15番は、若柳地区の田 15筆 13, 074㎡、
番号16番は、若柳地区の田 17筆 12, 872㎡、
番号17番は、若柳地区の田 20筆 16, 416㎡、
番号18番は、若柳地区の田 3筆 2, 474㎡、
番号19番は、若柳地区の田 1筆 1, 010㎡、及び志波姫地区の田 2筆
5, 572㎡、合計 6, 582㎡、
番号20番は、若柳地区の田 18筆 5, 998. 2㎡、及び志波姫地区の田 1筆
460㎡、合計 6, 458. 2㎡、
番号21番は、若柳地区の田 3筆 909㎡、及び志波姫地区の田 4筆
4, 054㎡、合計 4, 963㎡、
番号22番は、若柳地区の田 4筆 4, 084㎡、及び志波姫地区の田 8筆
7, 079㎡、合計 11, 163㎡、
番号23番は、若柳地区の田 29筆 21, 210. 59㎡、及び志波姫地区の田
2筆 1, 321㎡、合計 22, 531. 59㎡、
番号24番は、若柳地区の田 5筆 7, 433㎡、及び志波姫地区の田 1筆
1, 000㎡、合計 8, 433㎡、
番号25番は、若柳地区の田 19筆 13, 951㎡、及び志波姫地区の田 2筆
1, 306㎡、合計 15, 257㎡、
番号26番は、若柳地区の田 4筆 4, 448㎡、及び志波姫地区の田 10筆
6, 547㎡、合計 10, 995㎡、いずれも、農地中間管理事業による新規の賃貸借
権設定である旨の12案件、
番号27番は、金成地区の田 6筆 6, 745㎡、
番号28番は、金成地区の田 2筆 2, 274㎡、

番号29番は、金成地区の田 2筆 3, 366 m²、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の3案件、

番号30番は、志波姫地区の田 5筆 3, 200 m²、所有権移転売買である旨の1案件、以上、23案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

議長

次に、第3区の番号31番の1案件を審議いたします。
それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号31番は、栗駒地区の田 2筆 3, 836 m²、所有権移転売買である旨の1案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第6号 農用地利用集積計画についての、番号1番から5番までの5案件、及び番号7番から31番までの25案件、合わせて30案件については、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第13、議案第6号 農用地利用集積計画についての、番号1番から5番までの5案件、及び、番号7番から31番までの25案件、合わせて、30案件については、原案を可とすることに、決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長

日程第14、議案第7号 非農地証明願について、を議題といたします。

はじめに、第2区の番号1番・2番の2案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号1番は、若柳地区の畑 1筆 1, 199㎡、願出地は、平成8年ごろに作業場が建設されその周囲も雑木が繁茂し現在に至るもので、農地への復元が困難なため雑種地への地目変更を願い出た旨の1案件、

番号2番は、志波姫地区の畑 1筆 131㎡、願出地は、昭和55年ごろから宅地として利用され、家屋等も建設され現在に至るもので、農地への復元が困難なため宅地への地目変更を願い出た旨の1案件、

以上、2案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、氏家 勝子 推進委員から報告願います。

氏家 勝子 推進委員

議案第7号、非農地証明願については、去る11月20日の金曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号1番については、作業小屋と見られる建物が建てられており、周囲には作業用の材料や廃材が積み重なっていました。また、願出地全体が丘陵地となっており、さらには3～4メートルもなる雑木が繁茂しており、復旧困難であると判断されます。

2番については、願出人自宅に隣接した形で作業場と物置が願出地全体に建っており、永い間宅地と一体に利用されていることが確認されました。いずれも、農地に復元するのは困難なため、許可に当っては特に問題がないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号3番の案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号3番は、栗駒地区の田 1筆 332㎡、願出地は、昭和54年に分譲地に居宅及び物置を建築し宅地として利用され、現在に至るものであり、宅地への地目変更を願い出た旨の1案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、6番 菅原 勝宏 委員から報告願います。

6番 菅原 勝宏 委員

議案第7号、非農地証明願については、去る11月20日の金曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行ってまいりました。

3番の件については、詳細は事務局から説明があったとおりで、現地を確認しますと、住宅が立派に建てられておりましたが、空き家となっている状態でありました。処分をしたいと考えていたところ、登記が農地であることが判明し、今回の非農地証明願が出されたものであります。農地に復元することは困難であると考えますので、許可に当っては特に問題がないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第7号 非農地証明願についての、番号1番から3番までの3案件は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第14、議案第7号 非農地証明願についての、番号1番から3番までの3案件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

日程第15、議案第8号 農業委員会法改正5年後調査について、を議題といたします。

それでは、議案の朗読を省略し、議案の内容を事務局から説明いたします。

事務局

議案第8号「農業委員会法改正5年後調査」は、その回答内容について、ご意見をいただくものでございます。

調査については、農業委員会制度の大きな改革となった平成28年の改正農業委員会法の施行から5年目を迎え、制度改正により農業委員会の活動や運営にどのような効果が生じたのかを把握するとともに、活動や運営の課題となっている点を改善していくことを目的として、一般社団法人全国農業会議所が実施するものです。

なお、調査結果につきましては、農業委員会組織に公表するほか、「農業委員会法改正の5年後見直し」の検討において、国等と意見交換を実施する際の資料として活用することになっております。

回答につきましては、インターネットによる回答となることから、議案書54から60ページの調査表のとおり取りまとめいたしました。

回答内容につきましては、総会議案参考資料をご覧ください。

「農業委員会法改正5年後調査」といたしまして、「農業委員会制度の改正点について」、「農地利用の最適化活動について」、「その他の取り組みについて」の項目に対し、評価できること・課題となっていること・制度改正や運用改善の要望など、延べ64の設問となっております。回答につきましては、議決後、インターネットにより行います。

説明につきましては、以上となります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ありませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第8号 農業委員会法改正5年後調査については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第15、議案第8号 農業委員会法改正5年後調査については、原案のとおり決定いたしました。

なお、この結果は全国農業会議所に報告いたします

議長（会長）

以上をもちまして、会議案件は全て議了いたしました。

これで、令和2年 第12回 栗原市農業委員会総会を閉会いたします。

ご起立願います。ご苦勞様でした。

< 午後 3時 3分 閉会 >

本会議の顛末を記録し、その正当なることを証するためここに署名捺印する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員